

## 沖縄県医療費適正化計画検討委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、沖縄県医療費適正化計画の策定及び見直しに関する意見を聴取する会合の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(会合の名称)

第2条 前条に規定する会合は、沖縄県医療費適正化計画検討委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(意見等聴取事項)

第3条 県は、委員会から次に掲げる事項に関することについて意見等を聴取する。

- (1) 沖縄県医療費適正化計画の策定に関すること
- (2) 沖縄県医療費適正化計画の見直しに関すること
- (3) その他必要な事項

(構成員)

第4条 委員会は、委員15名以内で、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保険者
- (3) 被保険者
- (4) 保健・医療・福祉・介護関係
- (5) 保険関係者
- (6) その他保健医療部長が必要と認める者

(期間)

第5条 前条の規定により決定された者から第3条規定に関する意見等を聴取する期間は、2年とする。

2 前項の規定を超えて、前項に規定する者を引き続き選任し、当該者から意見等を聴取する特別な事情がある場合にあつては、当該期間を超えて当該者を構成員とすることができるものとする。

(会合の開催)

第6条 委員会の開催は保健医療部長が通知する。

(議事進行)

第7条 委員会の議事進行は、保健医療部長が行う。

2 前項の規定にかかわらず、保健医療部長は委員会の議事進行を担当する者を指名し、当該者に委員会の議事進行を依頼することができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、沖縄県保健医療部国民健康保険課において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、保健医療部長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月21日から施行する。